

マイナンバー利用同意書の提出について

今年度、他市区町村で住民税の課税がされている方については、マイナンバーを利用し、他自治体への税情報の情報照会を行うことで、所得課税証明書を提出しなくても審査が可能となります。マイナンバー利用による審査をご希望の方は、マイナンバー利用同意書を提出してください。

マイナンバー利用による審査を希望されない場合は、今年度住民税が課税されている市区町村から、「令和6年度所得・課税（・扶養）証明書」を取得し、提出してください。（6月中旬～取得可能です。）

■ 提出対象者

今年度就学援助を申請された方で、

- ・令和6年1月1日時点で他市区町村に住民登録があった方
- ・他市区町村に住民登録があるが、松本市内の小中学校に在籍している方
- ・令和6年1月1日時点で松本市に住民登録があったが、他市区町村で住民税の課税がされている方

※令和6年1月1日時点で他市区町村に住民登録があったが、住民税の課税が松本市でされている場合は、今回ご提出いただく必要はありません。ご自身の課税されている市区町村を確認してください。

■ 申請について

○ 必要書類

①申請者の本人確認書類（原本または写し）

- ☆マイナンバーカードをお持ちの方・・・マイナンバーカード（個人番号カード）
※写しの場合は表・裏両面

☆マイナンバーカードをお持ちでない方・・・下記マイナンバー確認書類および身分証明書類

マイナンバー確認書類 (右記の書類のうちいずれか1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー通知カード ・マイナンバーが記載された住民票（写しでも可） ・マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書
--------------------------------	--

+

身分証明書類 (どちらか提出)	顔写真付き身元証明書 (右記の書類のうちいずれか1点)	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳 ・在留カード、特別永住証明書
	顔写真なし身元証明書 (右記の書類のうちいずれか2点)	<ul style="list-style-type: none"> ・公的医療保険の被保険者証 ・年金手帳 ・児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書

※マイナンバーカード確認書類と身分証明書類を合わせてご提出ください。

※顔写真付き身元確認書類は1点、顔写真なし身元証明書は2点の提示が必要です。

②マイナンバー利用による審査を希望される方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類（原本または写し）

裏面あり

○ 提出先・提出方法

下記のどちらかの方法で提出してください。

※学校への提出はできません。

提出先	提出方法
郵送で松本市教育委員会に提出する場合	・ マイナンバー利用同意書 ・ 申請者の本人確認書類の写し ・ マイナンバーによる審査を希望する方全員分のマイナンバーカードの写しまたはマイナンバー確認書類の写し 上記の書類を 簡易書留にて送付 (個人番号書類のため、普通郵便では送らないでください。)
松本市教育委員会の窓口にて提出する場合	・ 申請者の本人確認書類 ・ マイナンバーによる審査を希望される方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバー確認書類 上記をお持ちのうえ、以下の住所までお越しください。 〒390-0874 松本市大手 3-8-13 大手事務所4階

■ 留意事項

- (1) 住民税の申告をされていない方は、必ず申告を行ってください。申告が完了するまで審査を行うことができません。
- (2) 海外の税情報を照会することはできません。令和6年1月2日以降に海外から転入された方は、別途審査資料の提出をお願いする場合があります。
- (3) マイナンバーは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条に基づき、本申請に係る事務処理に必要な範囲を超えて利用することはありません。
- (4) 行が足りない場合は、コピーしてお使いいただくか、松本市ホームページに掲載されている様式を印刷してお使いください。また、学校に同意書の予備がございますので、ご希望の方は学校にお問い合わせください。

■ 問い合わせ先

〒390-0874

松本市大手 3-8-13 大手事務所4階

松本市教育委員会 学校教育課 学務担当

TEL：0263-33-9846

メール：g-kyoiku@city.matsumoto.lg.jp